

答申第12号

答 申

1 審査会の結論

平成22年7月8日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った「自治会へ提供している異議申立人の住民基本台帳に基づく転入情報及び自治会へ提供している住民基本台帳に基づく異動に伴う全ての世帯の世帯主情報」（以下「本件対象情報」という。）に係る自己情報利用停止等請求につき、実施機関が平成22年8月4日付けで行った自己情報非利用停止等決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

平成22年7月8日付けで異議申立人が、津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号。以下「条例」という。）に基づき行った本件対象情報に係る自己情報利用停止等請求に対し行われた本件決定は、条例第38条第2項のみの規定に基づく決定で、憲法及び住民基本台帳法等の諸法令に違反しており不当であり、住民基本台帳に基づく世帯主情報の異動状況を自治会に提供することの全部を直ちに停止することを求めるというものである。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 各市町村の各条例は憲法第94条に基づき定められたものであって、条例のみの一部の条文を根拠に却下することは、法令及び条例の全体の解釈と判断を誤っている。
- (2) 異議申立人の住民基本台帳に基づく転入情報の利用停止等を行わない理由として述べられている、異議申立人の父と同一世帯として住民登録を行ったため異議申立人の本件対象情報は存在しないというのは、異議申立人が本件対象情報を地域自治会に知らせていることを知っており、地域住民に婚姻後の苗字のまま転入したという事実を知られたくないことを持って行った手続きにより生じた結果であり、このような措置を行うことが憲法第22条第1項に定められた、居住及び移転を自由に行えるという基本的人権を侵害している。
- (3) 広報津等配布参考資料として自治会へ提供している、住民基本台帳に基づく全ての世帯の異動に伴う世帯主情報の利用停止を求めるのは、その提供が住民基本台帳法及びその他の法令に違反し、また条例第10条第2項にも反しており個人の権利利益を不当に侵害している。

4 実施機関の自己情報非利用停止理由説明

異議申立人の自己情報利用停止等請求書において、異議申立人は実父と同一世帯に住民登録を行ったと記載しており、異議申立人が世帯主ではないので広報津等配

布参考資料に異議申立人が記載されることはない。

また、条例第35条の規定に基づく自己情報の利用停止等請求は、自己に関する個人情報利用、提供等の停止を請求できるもので、異議申立人が請求する「住民基本台帳に基づく世帯主情報の異動状況を自治会に提供することの全部を停止すること」については、自己以外のものを対象とするため停止等を求めることはできない。したがって、自己情報の利用停止には該当しないとしている。

5 審査会の判断

本件異議申立てについては、条例第38条第2項のみの規定に基づく決定で、憲法及び住民基本台帳法等の諸法令に違反しており不当であるとしているが、当審査会は条例第41条の規定による諮問に応じて調査審議する機関であるため、本件についても条例に基づき判断を行うものである。

津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号）第7条の規定に基づき実施した実施機関の口頭による意見陳述によると、異議申立人は自己情報利用停止等請求書において、実父と同一世帯に住民登録を行ったと記載しており、その事実も確認できたため、異議申立人が世帯主ではないので広報津等配布参考資料に異議申立人が記載されることはないため、自己情報の利用停止には該当しないとのことであった。

また、条例第35条の規定に基づく自己情報の利用停止等請求は、自己に関する個人情報利用、提供等の停止を請求できるもので、異議申立人が請求する「住民基本台帳に基づく世帯主情報の異動状況を自治会に提供することの全部を停止すること」については、自己以外のものを対象とするため停止等を求めることはできず、この件に関しても自己情報の利用停止には該当しないとのことであった。

上記の実施機関の説明からも、本件異議申立人は世帯主ではないので提供される情報は存在しないことから、自己情報の利用の停止には該当しないと判断できる。また、条例第35条の規定に基づく自己情報の利用停止等請求は、自己に関する情報に対して請求することができるものであると判断できる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 9月 7日	諮問書の受付
平成22年10月26日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成22年11月25日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
--	-----

会 長	村 田 裕
副会長	寺 川 史 朗
委 員	橋 本 陽 子
委 員	内 田 典 夫
委 員	若 林 たけ子